

○船橋市政策会議規程

平成9年10月22日

訓令第4号

改正 平成10年4月8日訓令第6号
平成10年7月1日訓令第9号
平成10年7月21日訓令第10号
平成12年1月12日訓令第1号
平成14年7月8日訓令第11号
平成15年3月31日訓令第5号
平成16年3月31日訓令第9号
平成18年3月31日訓令第2号
平成19年3月30日訓令第2号
平成22年5月25日訓令第7号
平成23年4月28日訓令第4号
平成24年3月27日訓令第2号
平成28年3月31日訓令第2号

(設置)

第1条 市政運営の基本方針及び重要施策を審議するとともに、局部間相互の総合調整を行うことにより、市政を計画的かつ効率的に推進するため、船橋市政策会議（以下「政策会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 政策会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市の行財政運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な事務事業に関する事項
- (3) 局部間において総合調整を必要とする重要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 政策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長、副市長、市長公室長、企画財政部長及び総務部長
- (2) 審議事案を提出する部を所管する局の局長
- (3) 審議事案を提出する部の部長
- (4) 市長が指名する者

(平10訓令6・平10訓令9・平10訓令10・平14訓令11・平15訓令5・平19訓令2・平22訓令7・平24訓令2・一部改正)

(招集及び議事)

第4条 政策会議は、市長が招集し、議事の進行及び整理は、企画財政部長が行う。

(平12訓令1・全改、平24訓令2・一部改正)

(審議事案の提出)

第5条 政策会議の審議に付すべき事案がある部の部長は、関係資料を添えて、政策会議の開催前に企画財政部長に提出しなければならない。

(平22訓令7・平23訓令4・平24訓令2・一部改正、平28訓令2・旧第6条繰上)

(資料の提出等)

第6条 政策会議において、審議等のため必要があると認めるときは、関係職員に資料を提出させ、又は関係職員を出席させて意見を聴くことができる。

(平28訓令2・旧第7条繰上・一部改正)

(庶務)

第7条 政策会議の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

(平22訓令7・平24訓令2・一部改正、平28訓令2・旧第8条繰上・一部改正)

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平28訓令2・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成9年10月22日から施行する。

(船橋市事務決裁規程の一部改正)

2 船橋市事務決裁規程(昭和46年船橋市規程第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(船橋市部長会議規程の一部改正)

3 船橋市部長会議規程(昭和57年船橋市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成10年4月8日訓令第6号)

この訓令は、平成10年4月8日から施行する。

附 則(平成10年7月1日訓令第9号)

この訓令は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成10年7月21日訓令第10号)

この訓令は、平成10年7月21日から施行する。

附 則(平成12年1月12日訓令第1号)

この訓令は、平成12年1月12日から施行する。

附 則(平成14年7月8日訓令第11号)

この訓令は、平成14年7月8日から施行する。

附 則(平成15年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役の任期中における経過措置)

2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、なお従前の例により在職するものとされた収入役のその任期中における経過措置は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 第10条の規定による改正後の船橋市政策会議規程の規定は適用せず、同条の規定による改正前の船橋市政策会議規程(以下「旧政策会議規程」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧政策会議規程第3条第1号中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成22年5月25日訓令第7号）
この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日訓令第4号）
この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日訓令第2号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第2号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。